

宇和島市教育委員会会議録

令和8年3月臨時会

令和8年3月11日開催

宇和島市教育委員会

宇和島市教育委員会 令和8年3月臨時会 会議録

1. 開会日時 令和8年3月11日（水） 午後3時30分
2. 場 所 宇和島市役所本庁 701会議室
3. 出席者 教育長） 山村 由美
教育委員）中島 玲子、浅井 敬司、田村 裕子、
佐竹 克哉、田中 広興
4. 欠席者 なし
5. 出席職員 教育部長 森田 孝嗣、教育総務課長 木原 義文、
学校教育課長 中山 総大、生涯学習課長 杉浦 光信
教育総務課総務係長 島瀬 孫幸、同課総務係主任 三原 圭祐

6. 付議事件

- 報告第1号 専決処分した事案の承認について
(宇和島市青少年交流センター設置条例施行規則)
- 議案第6号 教職員人事異動について

7. 会議概要

(1) 会議成立の報告

○教育総務課長

教育長及び在任委員の全員が出席されています。定足数を満たしておりますので、本会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、ここからの進行は教育長、宜しくお願いいたします。

(2) 開会宣言（午後3時30分）

◎教育長

それでは、ただいまから3月臨時教育委員会会議を開会いたします。

(3) 付議事件

◎教育長

それでは、早速議事に入ります。

議案第6号については、人事案件であることから、非公開かつ出席する事務局職員も限定して審議を行いたいと思います。賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員ですので、議案第6号は、非公開で審議いたします。

それでは、議事に入ります。

報告第1号について、事務局、説明をお願いします。

○生涯学習課長

2ページをご覧ください。

報告第1号は、「宇和島市青少年交流センター設置条例施行規則」制定の専決処分についてご報告するものです。市議会での同センター設置条例の議決日、令和8年3月3日と同日付けで規則制定の専決処分を行ったものです。

4ページをご覧ください。

第1条の趣旨に示しておりますが、交流センターの運営に関し必要な事項を定めており、使用の手続きなど基本的な事項をこの規則で定めております。第3条、第4条では、施設利用者の登録と入館の手続きについて定めており、第5条以降は、施設等使用に関する申請・許可手続き、第8条から第11条までは、変更、取消や使用料の減免・還付手続きについて規定しております。

6ページをご覧ください。

第12条、第13条で使用後の点検や、損傷等の届け出について規定しております。

第14条では、交流センターの円滑な運営を図ることを主旨として、運営委員会の設置について規定しており、第2項各号の方を委嘱・任命することとしております。

7ページをご覧ください。

第15条では、運営委員会の会議について規定しております。なお、施行期日は令和8年4月1日です。

次ページ以降は、利用登録や使用手続きに関する様式を定めております。また、最後には「宇和島市青少年交流センター設置条例」を参考資料としてつけております。

◎教育長

ただいまの説明について、質問・意見等はありませんか。

◎中島委員

10ページの使用・減免申請書の様式の申請者の部分にホリバタ世代、ホリバタ世代以外と書かれていますが、ホリバタ世代が中学生から39歳まで、という定義はしなくていいのでしょうか。

○生涯学習課長

定義については、条例上でホリバタ世代の用語を定義をしています。申請書上では定義までしていませんが、申請上の手引きを作成するなど、手続きでは分かるように工夫をします。

◎佐竹委員

利用者登録証は、申請してすぐに発行してもらえるのでしょうか。

○生涯学習課長

利用申請をいただいた際には利用登録証引換書・仮利用登録証をお渡しし、後日正式な利用者登録証を発行することとしています。

◎中島委員

佐竹委員が言われたのは、利用登録をしていない人が当日行っても利用できるのかという点だと思います。当日でも利用できる認識でよろしいでしょうか。

○生涯学習課長

当日でも仮利用登録証をお渡しするので、利用可能です。運用については、実際に稼働してから出てくる課題も踏まえて改善していきたいと思います。

◎教育長

利用者が利用しやすいような工夫ができればと思います。

それでは、採決に移ります。

「報告どおり承認」に賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員のため、本件は「報告どおり承認」します。

非公開議案を審議しますので、出席対象ではない事務局職員はここで退席をします。

(教育総務課長、生涯学習課長、教育総務課総務係長、同課総務係主任退席)

◎教育長

議案第6号を上程する。

<議案第6号>

教職員人事異動について

◎教育長

説明を求める。

○学校教育課長

教職員人事異動に関する原案を説明する。

◎教育長

原案について諮る。

◎全委員

原案可決の賛成に挙手する。

◎教育長

原案のとおり可決する旨宣する。

◎教育長

それでは、非公開案件の審議が終了しましたので、会議を公開いたします。
以上で、本日予定の議事はすべて終了いたしました。

(4) 閉会宣言 (午後 4 時 22 分)

◎教育長

それでは以上もちまして、3月臨時教育委員会会議を閉会いたします。